

まちだより

発行所 姶良町役場
始良町宮島町25 TEL 66-3111
発行日 昭和61年4月3日
第692号-①

町の人口動態 (昭和61年3月31日現在) (住民課)
世帯数 12,196戸 (-61戸)
人口男 16,771人 (-83人)
女 18,789人 (-142人)
計 35,560人 (-225人)

手数料の改定

条例改正により、昭和61年4月1日から次のように手数料が改定されましたので、お知らせします。

手数料の種類	単位	金額円	取扱課
(1) 印鑑証明手数料	1枚	200	住民課
(2) 印鑑登録証交付手数料	1枚	300	"
(3) 身元証明手数料	1枚	200	"
(4) 住民票の一部、全員の写交付手数料	1件	200	"
(5) 戸籍の附票の写交付手数料	1件	200	"
(6) 住民票及び戸籍の附票の閲覧手数料 (住民票について は1世帯、戸籍の附票については1戸籍を1件とみなす)	1件	200	"
(7) 資産証明手数料	1枚	200	税務課
(8) 土地、建物証明手数料	1枚	200	"
(9) 公課証明手数料	1枚	200	"
(10) 公簿図面贈抄本交付手数料	1枚	200	"
(11) 公簿図面閲覧手数料	1枚	200	"
(12) 地籍集成図交付手数料	1枚	1,000	"
(13) 農地現況証明手数料	1枚	2,000	農業委員会
(14) 非農地証明手数料	1枚	2,000	"
(15) 農地転用事実証明手数料	1枚	1,000	"
(16) 農地法第3条、第4条及び第5条許可申請受理証明手数料	1枚	200	"
(17) 農地等の競売適確証明手数料	1枚	200	"
(18) その他証明手数料	1枚	200	関係課

4月の人権相談

(住民課)

- 日時及び場所 昭和61年4月12日(土)14時~16時 役場第3会議室
- 相談内容 婚姻・離婚、借地借家、売買、金銭貸借、土地建物問題、近隣関係や心配ごと
- 担当者 町人権擁護委員 (相談は無料で、秘密は厳守されます。)

春の乳児相談

(保健衛生課)

- 日程 月日曜 受付時間 場所 対象児

4月15日(火)	13:00~13:30	保健センター	昭和60.7.1~60.8.31の出生児
" 16日(水)	"	"	昭和60.9.1~60.10.31 "
" 22日(火)	"	"	昭和60.11.1~60.12.31 "
- 内容 医師の診察、身体計測、保健指導
- 持参するもの 母子健康手帳
- この乳児相談は、県春の乳児いっせい健康診査(赤ちゃんコンクール)の地方審査を兼ねています。

幼児のツベルクリン反応検査

及びBCG予防接種

(保健衛生課)

1 対象者 BCG予防接種当日満1歳以上4歳未満の幼児で、まだ1回も受けていない幼児

2 持参するもの 母子健康手帳

3 日程

場所	ツベルクリン接種日	ツ反検査日、BCG接種日	時間
始良小	4月 9日	4月 11日	13:30~14:30
山田小	4月 9日	4月 11日	13:30~14:00
建昌小	4月 15日	4月 17日	13:30~14:30
西始良小	4月 15日	4月 17日	13:30~14:00
帖佐中	4月 16日	4月 18日	13:30~14:30
重富中	4月 22日	4月 24日	"
三船小	4月 22日	4月 24日	13:30~14:00
重富小	4月 23日	4月 25日	13:30~14:30
帖佐小	4月 23日	4月 25日	"

妊婦健康診査

(保健衛生課)

- 日時及び場所 昭和61年4月17日(木)、18日(金)、24日(木)13時~13時30分受付 保健センター
- 内容 診察(歯科を含む)、検尿、血色素、梅毒反応、血圧測定、保健指導
- 持参するもの 母子健康手帳

テニス教室

(企画課)

健康福祉センター「サンピアあいら」では、文化福祉事業等のひとつとして、次の要領でテニス教室の受講者を募集します。

- 開講期間 昭和61年4月16日(火)又は同月17日(水)から10回
(昼間) 毎週水・木曜日の10時~12時の10回
(夜間) 每週水・木曜日の19時~21時の10回
- 開講場所 「サンピアあいら」テニスコート(東餅田1181)
- 受講対象者 初心者及び中級者
- 受講人員等 1教室25人(先着25人で締切りますが、多数のときは次回以降に受講していただきます。なお、講座は毎週水・木曜日の昼間・夜間の4講座としますが、受講者はいずれか一方の講座のみを受講することになります。)
- 講師 日本テニス協会一級公認指導員 飯山輝幸
- 受講料 (昼間) 1コース5,000円
(夜間) 1コース9,000円 } 練習用ボール代等を含みます。

* 希望者は、「サンピアあいら」(TEL 65-2210)に4月15日(火)までに直接申し込んでください。

裏面にも掲載してあります。ご覧ください。

身体障害者のかたには軽自動車税の減免制度があります

(税務課)

1 減免の範囲

(1) 下記イ、ロ、ハ、ニの該当者で必要と認めるものについて一人一台に限り減免されます。なお、自動車税（普通乗用車等）の減免を受けられた場合は軽自動車税の減免はできません。

- イ 身体に障害を有し歩行困難なかたが所有する軽自動車等
- ロ 精神に障害を有し歩行困難なかたが所有する軽自動車等
- ハ イ、ロの障害者と生計を一にするかたが運転する軽自動車等
- ニ 身体障害者で満年齢が18歳未満のかた、又は精神薄弱者と生計を一にするかたが所有する軽自動車等

(2) (1)の減免される身体障害者等とは次の⑦、①、②のいずれかに該当するかたをいいます。

⑦ 身体障害者手帳

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の一
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級
上肢不自由	一級、二級の一及び二級の二
下肢不自由	一級から六級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級
心臓機能障害	一級及び三級
じん臓機能障害	"
呼吸器機能障害	"

① 戰傷病者手帳

障害の区分	心身の著しい障害の程度又は傷病の程度
視覚障害	特別項症～第四項症
聴覚障害	"
平衡機能障害	"
上肢不自由	特別項症～第三項症
下肢不自由	特別項症～第六項症及び第一款症～第三款症
体幹不自由	" "
心臓機能障害	特別項症～第三項症
じん臓機能障害	"
呼吸器機能障害	"

② 療育手帳の交付を受けているかたで、重度の障害「A」を有するかたただし、身体障害者等と生計を一にするかたが取得し、又は所有するもの及び身体障害者等と生計を一にするかたが運転するものについて次の場合は除かれます。

③ の表について 下肢不自由 三級の二、三級の三、四級～六級
体幹不自由 五級

④ の表について 下肢不自由 第四項症～第六項症、第一款症～第三款症
体幹不自由 第五項症、第六項症、第一款症～第三款症

2 減免の手続き期限 昭和61年5月24日㈯

3 手続きに必要なもの 運転免許証、身体障害者手帳等、印鑑

※ 詳細については、税務課（内線116、119）までお問い合わせください。

昭和61年度鹿児島県中小企業技術改善費補助金補助事業者の募集

(経済課)

1 目的 中小企業の技術開発を促進し、中小企業の技術改善を図るため、地域産業の振興に寄与する新製品及び新技術の開発を行う中小企業者に対して、補助金を交付します。

2 補助対象者 中小企業者及び法人格を有する中小企業者の団体。ただし、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 大企業が実質的な経営に参画していないこと。
- (2) 県内において1年以上事業を継続しており、かつ県税を完納していること。
- 3 補助対象経費 新製品及び新技術の開発に要する経費のうち、次に掲げるものです。
 - (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
 - (2) 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
 - (3) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
 - (4) 工業所有権の導入に要する経費
 - (5) 外注加工に要する経費
 - (6) 技術指導受入れに要する経費
 - (7) その他知事が特に必要と認める経費

4 申請手続

- (1) 受付先 県工業試験場、県機械金属技術指導センター、県木材工業試験場
県大島舎技術指導センター
- (2) 受付期限 昭和61年4月30日㈯

※ 詳細については、県水産商工部商工振興課工業振興係（〒892 鹿児島市山下町14番50号 TEL0992-26-8111）にお問い合わせください。

まちだより

発行所 姶良町役場
姶良町宮島町25 TEL 66-3111
発行日 昭和61年 4月 3日
第692号-②

昭和61年度家庭教育（幼児期）

学級生の募集

（社会教育課）

幼児期は、親や家庭環境の影響をもっと強く受け、性格はもちろん、一生の基礎となる生活習慣のほとんどが形成される時期です。

したがって、この時期における家庭教育は人間形成の基礎を培ううえで極めて重要な営みであり、生涯教育の基礎をつくる時期ともいえます。このような幼児期における家庭教育の重要性にかんがみ、今年度も昨年に引き続き幼児学級を開設します。

1 主な学習内容 (1) 幼児期の健康

- (ア) 幼児期の健康観察の仕方と養育
- (イ) 心の発達と遊びを考える
- (ウ) 食事のリズムの良い習慣をつける方法とおやつのつくり方・与え方
- (エ) 幼児期の家庭や地域のかかわり
- (オ) 子供の教育と地域の関係
- (カ) 親子読書の意義と方法
- (ク) 子供の成長と家庭環境
- (ケ) 親子の創作活動の意義と方法
- (セ) 現地研修（野外活動、教育施設訪問）
- (ケ) 子供のしつけ（ほめ方、しかり方）
- (セ) 社会教育大会参加

2 対象者 町内に住む幼児を持つ親

3 実施場所及び期間 中央公民館 昭和61年5月～昭和62年2月（毎月1回）

4 申込先 教育委員会社会教育課（中央公民館内）（TEL 66-2044） 早目にお申し込みください。

5 開講式 昭和61年5月14日㈭9時30分 中央公民館大會議室

※ 新規学習者歓迎します。

園芸同好会

（社会教育課）

- 1 日時及び場所 昭和61年4月7日㈭9時30分～11時30分 中央公民館
- 2 講師 折田 仁先生（バラ同好会を園芸同好会として毎月第1月曜日に園芸全般を勉強することにしました。同好のかたは、御入会ください。）

※ 連絡先 佐野 幸雄（TEL 65-2130）（白金原）

昭和61年度二級・木造建築士 試験案内

（都市計画課）

受験申込書の配布

1 配布期間 昭和61年4月14日㈪～同月25日㈮ 9時30分～16時30分

2 配布場所

（TEL 0992-22-2005）鹿児島市西千石町8-1 千石ハイツ403号
姶良支部（TEL 66-3111）姶良郡加治木町諏訪町12 加治木土木事務所建築課内
その他、県建築士会の各支部所在地にて配布

受験申込書の受付

1 受付期間 昭和61年4月21日㈪～同月25日㈮ 10時～16時

2 受付場所 受験する都道府県の建築士会の指定する場所

学科試験 7月27日㈰ 設計製図試験 9月28日㈰

3 問合先 （社）鹿児島県建築士会

昭和61年度職業訓練生募集

（経済課）

県では、求職者の皆さんのために塗装、建築等の能力再開発訓練を無料で行っています。

- 訓練対象者 職業安定所に求職申込みをしているかた
- 受講料 受講料は無料ですが、教材費等の一部を負担していただきます。
- 受講手続 入校願書（公共職業安定所又は職業訓練校にあります。）を居住地を管轄する公共職業安定所に提出してください。
- 手当の支給 公共職業安定所長の受講指示を受けて訓練を受講されるかたには、次のような手当が支給されます。
 - (1) 雇用保険受給資格者には、訓練期間中基本手当及び受講手当等が支給されます。
 - (2) その他のかたには、訓練期間中訓練手当が支給されます。

訓練職種及び募集期間等については、公共職業安定所、県立訓練校又は県職業訓練課へお問い合わせください。

姶良海洋クラブ指導者募集

（社会教育課）

青少年を対象に体力の向上と豊かな人間づくりを目的として、ヨット、カヌー、カッターラー等、海洋性スポーツ、レクリエーションを行うためボランティアによる指導者を求めていきます。御協力いただけるかたは、御連絡ください。

連絡先 竹下 甫（脇元1800 TEL 65-2323）

◎裏面にも掲載してあります。ご覧ください。

町内の交通事故状況
(1月1日～3月1日)
前年対比

件 数 26 件(+1)
死 者 数 0 人(-1)
負傷者数 33 人(+6)

春の全国交通安全運動

期間

4月6日(金)～4月15日(日)

昭和61年 交通安全年間スローガン

【運転者(同乗者を含む)向け】

◆ シートベルト 車社会の 身だしなみ

【歩行者・自転車乗用者向け】

◆ 「気をつけて」 朝のひと言 忘れずに

【子ども向け】

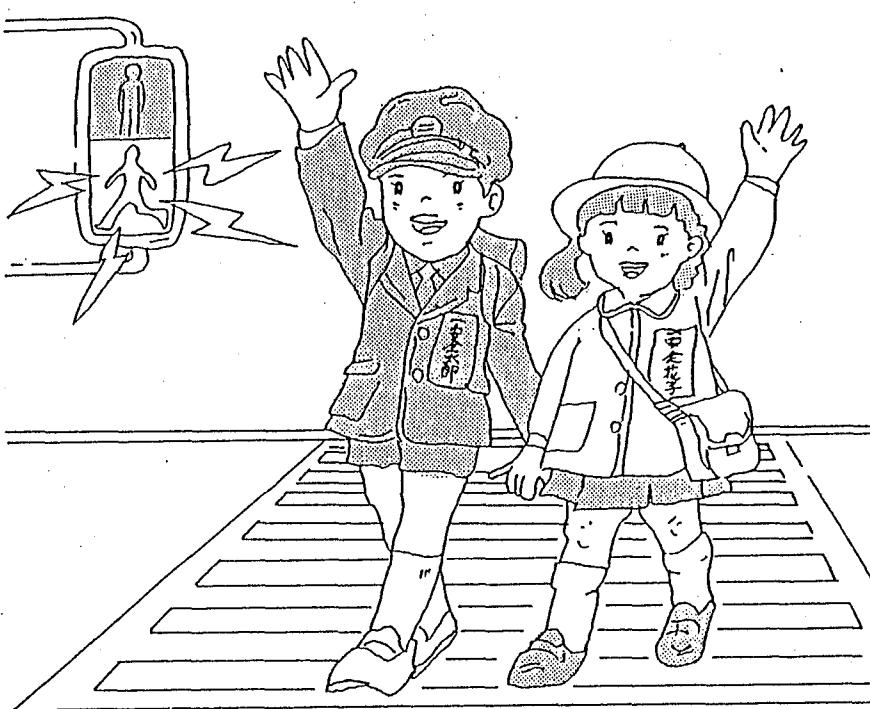
◆ とび出しへ めいわくいっぱい 事故いっぱい

ふるさとの
ふれあう交通
やさしい心

5 運動の重点目標

- (1) 新入学(園)児と高齢者の交通事故防止
- (2) シートベルト・ヘルメットの正しい着用の強化
- (3) 自転車、原付(ミニバイク)の安全利用の推進
- (4) 道路交通環境の整備

◇ 新入学(園)児を交通事故から守ろう



ヘルメットを正しく
かぶりましょう！

- SマークがJISマークのついたものを選ぶ。
- ほかの運転者からよく見える色のものを選ぶ。
- 正しくかぶり、あごひもを締める。



シートベルトを正しく締めよう！

- 肩ベルトは肩から外れず、また首にあたらず、肩の中央附近にくるように締める。
※肩ベルトは、胸の部分にこぶしが入る程度のゆるみがあってよい。
- ベルトはねじれないように。
- 腰ベルトは腹にかかるないように。
※シートに深く腰をかける。
※腰ベルトは骨盤を巻くようにし、こぶしの入らない程度に締める。
- バックルは「カチッ」と音がするまで確実に締める。



シートベルト着用推進会議



姶良町、姶良町交通安全対策会議、姶良町交通安全町民運動推進協議会

まちだより

発行所 始良町役場
始良町宮島町25 TEL 66-3111
発行日 昭和61年4月10日
第693号

昭和61年4月から国民年金の新強制加入 被保険者となる人の加入届出

(住民課)

改正法により今まで任意加入対象となっていたかたで、現在任意加入されていない20歳以上60歳未満のかたで、下記事項に該当されるかたは届出が必要です。

国民年金手帳（以前に加入されたことのあるかた）と印鑑を御持参のうえ年金係で手続きをされるようお知らせします。

- 1 地方議会の議員及びその配偶者
- 2 被用者年金各法の老齢、退職年金給付の受給権者の配偶者
- 3 被用者年金各法の老齢、退職年金給付の受給資格期間を満たしている者及びその配偶者
- 4 被用者年金各法の障害年金の受給権者及びその配偶者
- 5 被用者年金各法の遺族年金の受給権者

4月から国民年金の保険料が 7,100円に

(住民課)

国民年金制度は、加入者が老齢になったり、思いがけない事故などにあい身体が不自由になったときや、夫を亡くし母子世帯になったとき、社会全体の力で年金を支給して生活の安定を図ることを目的としています。年金額は、消費者物価指数が5パーセントを超えて変動したときはそれを基準に改定されます。国民年金の給付費は、納めた保険料の積立金と国の負担金及び運用利子によって賄われています。この国民年金の健全な財政を保つため、保険料が7,100円になります。なお、附加保険料は1か月400円のまま据え置かれます。

長期的に安定した制度に発展するよう保険料の引き上げに御理解と御協力をお願いします。

4月からの保険料は前納できます

(住民課)

国民年金の保険料は、4月分から翌年3月分までを一括して前納できます。こうすると月ごとに納める手数もはぶけます。

前納する場合の保険料の額は次のとおりです。

定額保険料の場合 1年分 85,200円 前納の額 83,140円 割引額 2,060円

附加保険料の場合 1年分 90,000円 前納の額 87,820円 割引額 2,180円

前納期限は4月30日、納付書は4月中旬に送付の予定です。

自衛官募集

(住民課)

昭和61年度第1次自衛官募集を次のとおり行っています。

- 1 応募資格 満18歳以上25歳未満の日本国籍を有するかた
- 2 試験科目 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）身体検査、適正検査及び口述試験
- 3 募集期限 男子 昭和61年6月30日㈪ 女子 昭和61年4月12日㈯
- * 詳細については、住民課へお問い合わせください。

行政相談

(庶務課)

行政に対する苦情、悩み等について、相談所を開設しますので御利用ください。

- 1 日時及び場所 昭和61年4月15日㈫ 13時～15時 町社会福祉協議会
- 2 相談委員 坂上 多計二

老人温泉保養券（入浴券）の交付

(福祉課)

町内の満70歳以上のかたに温泉保養券を1人当たり4枚（1枚を入浴券5枚と交換できます。）を交付します。御利用ください。（60年度分は使用できません。）

対象地区	交付場所
帖佐地区	役場福祉課（帖佐地区及び町内全地区も含む）
重富地区	〃 重富出張所
山田地区	〃 山田〃（寺師、黒葛野を含む）
北山地区	〃 北山〃（山元を含む）
木津志地区	〃 木津志〃

1 交付及び有効期限 昭和62年3月31日

2 受領の印鑑を御持参ください。

3 利用場所 あいら温泉・とりい温泉・重富温泉・蒲生前ノ郷川温泉・蒲生町米丸温泉・渓谷苑（上記以外とは契約していないで、利用はできません。）

はり・きゅう受療券の交付

(福祉課)

町内の満70歳以上のかたで、施術を必要とするかたは、1回につき300円の助成を受けることができます。御希望のかたは印鑑を持参のうえ受領してください。施術は1人1か月3回までとし、1か年36回までとなっています。ただし、年度途中で満70歳になられるかたは、誕生日の翌月から年度末までの回数となります。

1 利用期限 昭和62年3月31日

2 交付場所 老人温泉保養券（入浴券）と同じ

利用場所	施術師	自治会	施術師	自治会	施術師	自治会
池田 貞夫	星ヶ山	下靄 輝文	大山西	今里 ミツ子	西之妻	
藤崎 清澄	帖佐駅前	泊 静枝	池島町	八木 千恵子	東原西	
竹下 犀子	俵原団地東	森島 明	池島町			
和田 肇	年 平	末永 健二	並木東			

働く婦人の家の開館利用

(福祉課)

昭和60年度に建設しました始良町働く婦人の家が完成しました。

開館利用については、昭和61年4月1日からの予定でしたが、運営準備の作業等のために少々遅れますので御了承ください。

なお、開館利用については、日時等が決まりしだい詳細にお知らせします。

文化協会絵画教室生募集

(中央公民館)

◎ 昼間クラス 毎週金曜日 14時～16時 帖佐地区公民館

◎ 夜間クラス 每週月曜日 19時～21時 中央公民館

※ 問合先 吉満（昼間）TEL 65-2717 有馬（夜間）TEL 65-4425

絵の好きなかたならどなたでも結構です。

◎ 裏面にも掲載してあります。ご覧ください。

社会奉仕活動（ボランティア）に対する補償制度

(庶務課)

町では、町民の皆さんのが社会奉仕活動中の事故に対する補償保険に加入しました。住民により構成される団体（自治会、PTA、婦人会、青年団、子供会等）が事前に町長の承認を得て活動されるもので、次のすべての要件を満たして行う活動が該当します。

1 対象となる要件

- (1) 無報酬で行われる活動であること。
- (2) 労力の提供がなされること。
- (3) 団体の管理下で行われるものであること。

2 対象となる活動

- (1) 道路、河川、公園、学校、社会福祉施設等の整備、清掃活動
- (2) 防火、防犯、交通安全のための活動
- (3) 社会的弱者（老人、身障者等）のために行う町の行事に協力する活動

※ 詳細については、庶務課庶務係（内線207）までお問い合わせください。

憲法週間

(庶務課)

1 憲法記念日（5月3日）と憲法週間（5月1日～5月7日）について

5月3日は、憲法の精神及び司法の機能について普及徹底を図るため、日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する意義深い日です。この憲法記念日を中心に5月1日から5月7日までの1週間が憲法週間と定められたものです。

2 憲法週間行事のお知らせ

裁判所では、特別な場合を除いて、いつでも法廷を見学し、裁判を傍聴することができますが、特に憲法週間中は司法について理解を深めていただくために、裁判の傍聴及び裁判所の見学について便宣をはかりますから、希望されるかたはなるべく10人以上の団体でお申し込みください。（土・日・祝日を除く。）

詳しくは、鹿児島家庭裁判所総務課（0992-22-7121）にお問い合わせください。

3 無料法律相談の開催について

- (1) 日 時 昭和61年5月6日(火) 10時～15時
- (2) 場 所 鹿児島市「山形屋デパート（本館）」7階1号社交室
- (3) 主 催 県弁護士会
協賛 鹿児島地方裁判所、鹿児島家庭裁判所、鹿児島地方法務局
- (4) 担 当 弁護士、裁判所職員、法務局職員

昭和61年度前期技能検定試験

(都市計画課)

技能検定は職業能力開発促進法に基づいて行う国家検定試験です。

- 1 受検申請書配布場所 受検申請書は、都市計画課にあります。
- 2 受検申請書提出先 所属団体組合又は、県職業能力開発協会に提出してください。
- 3 受検申請書受付期間 昭和61年4月14日(月)～4月25日(金)
- 4 問合先 県職業能力開発協会 (0992-26-3240)

〒892 鹿児島市住吉町15-11 県住吉ビル3階

※ あわせて技能五輪の参加者を募集しています。

昭和61年度第1四半期鹿児島県 交通事故相談所日程

(庶務課)

昭和61年度第1四半期弁護士相談日程

本・支所別	弁護士会	相談日曜	時間
本所 (鹿児島県庁)	増田秀雄	5月12日(月), 6月12日(木)	13:00～16:00
川内支所 (川内合庁)	桐原洋一	5月21日(火), 6月11日(木)	"
鹿屋支所 (鹿屋合庁)	藤枝紘一郎	4月24日(木), 5月29日(木), 6月26日(木)	"

農地の確認調査に御協力を

(農業委員会)

農業委員会では、農家基本台帳の電算化を図るために、今年4月10日(木)から5月31日(木)までの予定で、農地の確認調査を実施します。

これは町が単独導入しているコンピューターに正確な経営面積等を登録し、農業生産に必要な種子対策・施肥計画・防除計画等の効率化を図るために農家手帳の作成配布が目的であります。調査には、地域の農業委員及び集落推進員が伺いますので皆様の御協力をお願いします。

水道の新設工事等は町指定業者へ

(水道課)

水道新設、増改設、漏水等の修理は、必ず町指定工事店を御指名ください。

水道課では、公道（町道・県道等）内の修理（漏水修理等）は直営で行いますが、その他の水道工事は、すべて町指定工事店が施工しますので、御利用ください。

(昭和61年度) 始良町水道工事指定店一覧表

番号	商 号	住 所	電 話
1	清藤電気商会	始良町平松4888-3	65-2407
2	田上電気商会	" 平松5277-1	65-0700
3	㈲始良電気水道工業	" 宮島町31-13	65-2352
4	㈲宮島建設	" 宮島町32-2	65-0449
5	ニノカタ設備	" 西餅田1970-12	65-4509
6	森設備工業所	" 西餅田1663-3	65-0338
7	昭和工業所	" 西餅田528	65-2268
8	福光設備工業	" 宮島町31-14	66-2662
9	㈲山内工務店	" 西餅田1752-2	66-1715
10	岸園電気工事店	" 増田613	65-2682
11	本田住宅設備	" 池島町29-13	66-2981
12	㈲原田設備工業	" 鍋倉765	67-2055
13	㈲有村電気商会	" 下名1042	65-2373
14	㈲柳和建設始良支店	" 宮島町7-1	65-2593
15	ミタライ設備	" 永池町4-9	65-4685
16	㈲荻田建設	" 東餅田4150-2	67-2810
17	㈲産交設備工業	" 東餅田3375	65-7333

まちだより

発行所 姶良町役場
姶良町宮島町25 TEL 66-3111
発行日 昭和61年4月17日
第694号

おわびと訂正

(福祉課)
先週号(693号)で、はり・きゅう券利用場所に誤りがありましたので、おわびして訂正いたします。
※ 和田 肇(年平)と掲載しましたが、施術場所は池島町です。
※ 森島 明(池島町)は、現在施術を行っていません。

税金の納付が便利になりました

(税務課)

税金の納付が電話料や電気料と同じように自分の口座から自動的に口座振替ができるようになりました。

この制度を御利用されますと、納期ごとに出向いて納付されていたかたもあなたの取引銀行等の窓口においてある「口座振替申請書」を提出されることにより、自動的に自分の口座から振替納付がされますので、現金納付の手間が省け納付を忘れることもなくなりますので、非常に便利な制度です。

公金取扱金融機関は町内の全金融機関です。

なお、納付書で現金納付されるかたは、役場内鹿児島銀行派出所、各役場出張所でも従来どおり取り扱います。

※ 固定資産税のあるかたは、固定資産税の納付書に「口座振替申請書」を同封しますので、納付書の到着しだい早目に手続きを済ませてください。

前納報奨金制度をご存じですか

(税務課)

固定資産税を4月中に全額前納されると前納報奨金が交付されます。

(例) 固定資産税100,000円の場合 1~4期各25,000円

2期の前納月 3, 3期の前納月 5, 4期の前納月 8 計16か月

25,000(各期の税額) × $\frac{1}{100}$ (交付率) × 16か月 (前納月数) = 4,000円

100,000円(年税額) - 4,000円(交付額) = 96,000円(差引税額)

以上のように年税額100,000円のかたの場合、前納されると96,000円で良いことになります。また、前納報奨額は納税通知書に印刷されておりますので、この制度を御活用ください。

なお、口座引き落としでもこの制度は御活用できます。

サラリーマンの奥さん

国民年金加入の届出は早目に

(住民課)

4月からスタートしました新国民年金では、御主人が厚生年金保険、船員保険、各種共済組合の加入者で、その御主人から扶養されている20歳以上60歳未満の奥さんは、保険料を直接納める必要のない加入者(この加入者のことを「第3号被保険者」といいます)として全員が国民年金に加入し、老齢基礎年金などを受けることができるようになりました。

現在、任意加入されているかたは3月31日までに届出をされていますが、任意加入したことがないかた、前に加入していたが今は加入していないかたでまだ加入届出の済んでいないかたは、届出用紙を国民年金係で準備しておりますので、所要事項を記入のうえ、御主人の事業所で確認を受けて国民年金係へ早目に提出してください。加入届出をされないと将来、老齢基礎年金などもらえないこともあります。

老人福祉センターの休館

(福祉課)

5月4日(日)は、職員研修のため休館します。

障害福祉年金が変わります

(住民課)

国民年金法の改正に伴って、昭和61年4月から現在、障害福祉年金(年3回郵便局でもらう年金)を受けているかたには障害基礎年金が支給されます。旧年金証書は新年金証書を交付する際回収しますので、4月期を受給されて今しばらく各自保管しておいてください。新年金証書の交付日は後日お知らせします。障害基礎年金の支払月は8月、11月2月、5月となります。

4月の年金相談

(住民課)

- 1 日時及び場所 昭和61年4月25日(日) 13時~16時 中央公民館
- 2 相談内容及び対象者 厚生年金保険、国民年金の被保険者及び被保険者であったかたを対象とし、年金制度全般について相談に応じます。気軽に御利用ください。
- 3 相談員 持富了(県国民年金相談員) 河野税(県保険相談員)

姶良郡西部消防組合消防職員募集

(庶務課)

- 1 採用予定人員 1人
- 2 職種 消防職
- 3 受験資格
 - (1) 昭和39年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた男子
 - (2) 姶良郡西部4町に居住可能な者
 - (3) 身体の基準 身体強健で、次の基準を満たす者
 - ア 身長 160センチ以上
 - イ 胸囲 身長のおおむね1/2以上
 - ウ 体重 50kg以上
 - エ 視力 両眼とも裸眼で視力0.3以上で色覚が正常なこと
 - オ 聴力 正常であること
 - カ 体質が健全で肢節に障害等の異常がなく、諸機能が正常であること
 - キ 精神機能及び神経系統に異常がないこと
 - ク 呼吸器及びその他内臓に疾患のないこと
 - ケ 言語明りょうで十分発声できること
 - 4 受験手続 昭和61年4月21日(日)から昭和61年4月26日(火)までに姶良郡西部消防組合消防本部庶務係(TEL 63-3287)へ、自筆の履歴書(写真添付)を持参し、受験票の交付を受けること(平日は8時30分から17時まで、土曜日は正午まで)
 - 5 試験の方法 第1次試験 筆記試験 高等学校卒業程度の一般教養について 択一式試験
第2次試験 適正検査、体力検査、身体検査、口述試験(主として面接)
 - 6 試験日時及び場所
 - (1) 第1次試験 ア 日時 昭和61年5月4日(日) 午前10時
イ 場所 姶良郡西部消防組合消防本部
 - (2) 第2次試験は第1次試験合格者のみ

◎ 裏面にも掲載してあります。ご覧ください。

始良町働く婦人の家開館

(福祉課)

始良町働く婦人の家を開館します。御利用ください。

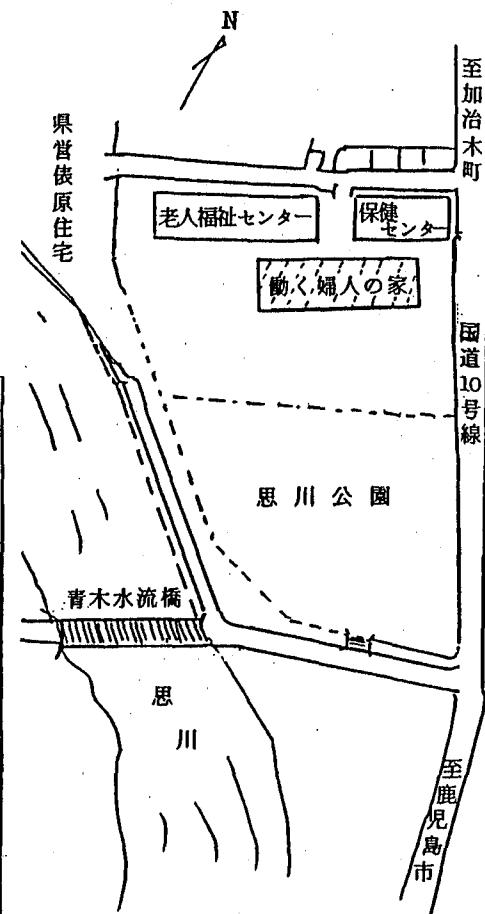
- 1 設置の目的 始良町働く婦人の家は、働く婦人及び勤労者家庭の婦人の福祉の増進を図るため建設した建物であります。
- 2 建設場所 始良町西餅田3311-1（町老人福祉センター敷地内）
- 3 開館開始日 昭和61年5月1日（休）
- 4 開館時間 (1) 平日及び土曜日 9時～21時 (2) 日曜日 9時～17時
- 5 休館日 (1) 国民の祝日
(2) 毎週月曜日。ただし、日曜日が祝日と重なるときは月曜日は開館します。
(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。
- 6 使用者 (1) 働く婦人及び勤労者家庭の婦人並びに求職中の16歳以上のかた（学生は除く）であれば誰でも使用できます。
(2) 団体使用の取扱いは5人以上です。
(3) 個人として使用も認めます。
- 7 申込方法 団体使用者（代表）及び個人使用者は使用許可申請書に所定の事項を記載し働く婦人の家に提出してください。ただし、団体で使用するときは使用する5日前までに使用許可申請書を提出してください。
- 8 使用料（下表のとおり）ただし、町が働く婦人の福祉の増進のため開設する事業や町長が公益上特に必要と認めた場合は無料となることもあります。

9 利用できる部屋等

- (1) 第1講習室、第2講習室（和室）
- (2) 会議室
- (3) 料理実習室（団体使用者に限る）
- (4) 軽運動室（卓球、バドミントン、ミニバレー、ダンス等）
- (5) 相談室 (6) 託児室

* 詳細についての問い合わせは福祉課（内線111）又は始良町働く婦人の家（電話65-7843）へお尋ねください。

区分	使用時間					
	9時 12時	13時 17時	17時 21時	9時 17時	13時 21時	9時 21時
講習室	個人 100円	個人 100円	個人 150円	個人 200円	個人 250円	個人 300円
	団体 400	団体 400	団体 500	団体 600	団体 900	団体 1,200
会議室	個人 100	個人 100	個人 150	個人 200	個人 250	個人 300
	団体 400	団体 400	団体 500	団体 600	団体 900	団体 1,200
軽運動室	個人 100	個人 100	個人 200	個人 250	個人 300	個人 400
	団体 400	団体 400	団体 600	団体 900	団体 1,200	団体 1,800
調理実習室	団体 500	団体 500	団体 700	団体 1,000	団体 1,300	団体 2,000



遊歩道の改良

(経済課)

町では60年度において、脇元の布引の滝、白銀坂、鍋倉の桜公園の遊歩道の改良並びに桜公園の駐車場の造成、便所の新設を行いました。

桜公園は古くから桜の名所として親しまれ町民の憩の場でありましたが、駐車場、便所がなく御不便をおかけしておりましたが、今度桜公園入口左側に造成、新設しました。ただし、水源の関係で便所の水が当分の間出ませんので御了承ください。

また、桜公園から米山薬師間の遊歩道も改良されています。

白銀坂は遊歩道と共に中腹に休憩舎を設けツツジ250本を植栽しました。行楽に体力増強に御利用ください。

和牛生産素牛（子牛）購入貸付資金 申し込み受付中

(経済課)

1 貸付条件

- (1) 60歳以上のかた優先
- (2) 子牛せり落とし額とし、貸付限度額50万円とする。
- (3) 貸付期間、5か年
- (4) 貸付利子、無利子

一般寄贈

(経済課)

掛時計 2個 三船校区婦人会から三叉コミュニティセンターへ

一般寄付

(社会福祉協議会)

一金3万円也 交通遺児のための福祉基金として 西始良小学校親子会 殿
一金3万円也 始良衛生有限会社 15年5か月勤務退職記念及び還暦祝として
小倉隼光殿 (板ノ口)

始良町生活学校の募集

(社会教育課)

明るい町づくりのために生活学校に入校してみませんか。

住民代表が一体となり、話し合い、約束できることは約束し、問題を解決し、生活意識を変え家庭生活を豊かにして明るく住みよい町づくりに努力するとともに、生活学校運動の充実と発展を目指すものです。

- 1 学習期間 昭和61年5月～昭和62年3月 毎月第3金曜日
- 2 申込期限及び申込先 昭和61年4月30日（休）中央公民館社会教育課（内線66-2044）
応募用紙は中央公民館の窓口に準備しております。新規学習者歓迎します。

公民大学開校式

(中央公民館)

- 1 日時及び場所 昭和61年4月28日（月）9時30分 中央公民館大ホール
当日は、出席日数に加算します。各講座に申し込みをされたかたは、別に通知しませんので全員出席してください。

初級であったかたで、中級へ希望されるかたは急いで申し込みをしてください。

講演 10時20分～11時30分

講師 県立図書館長 須佐美 新先生（前県社会教育課長）

演題 未定

まちだより

発行所 姶良町役場
始良町宮島町25 TEL 66-3111
発行日 昭和61年 4月24日
第695号

5月の日曜営業給油所

(経済課)

日	給油所名	自治会名	電話	日	給油所名	自治会名	電話
11	大盛産業	十日町	66-2177	25	三角石油(帖佐)	帖佐駅前	65-6890
"	井上石油	俵原田地東	65-5445	"	久保産業	山ノ口	65-6894
18	岩崎産業	並木東	65-6577				
"	日米石油	始良ニュータウン	66-0023				

5月の日曜、祝日当番医

(保健衛生課)

日曜	病院名	自治会名	電話	日曜	病院名	自治会名	電話
3日祝	吉留クリニック	蒲生町	52-1111	11日(日)	相良医院	蒲生町	52-1262
4日(日)	川井田病院	池島町	66-3080	18日(日)	朝日ヶ丘クリニック	朝日ヶ丘	66-1122
5日祝	前田皮ふ科	森	65-1015	25日(日)	久永医院	新馬場	65-2507

※ 診療時間 9時～17時 原則として緊急以外の往診は受け付けません。

4月は固定資産税の納期です

(税務課)

4月は、固定資産税の第1期の納付月です。納期を過ぎますと次のとおり延滞金を徴収されることになります。

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 年7.3%

納期限の翌日から1か月を経過した日以後納付の日までの期間 年14.6%

※ 納期内納付に御協力ください。なお、口座振替の手続きをされたかたは、30日が引き落とし日ですので、預金残高を確認しておいてください。

ゴールデンウィークの交通事故防止運動

(4月26日～5月5日)

(庶務課)

さわやかな春の日ざしの中、ゴールデンウィークを利用して家族ぐるみや友達、職場でのドライブ計画をたてるかたが多いと思います。この時期は、長距離運転からくる疲労や慣れない道路での運転などにより交通事故の発生が予想されます。また、行楽に伴う飲酒の機会が多くなります。ハンドルを握る人は絶対に酒を口にしない・少しくらいは・こんな気のゆるみが大事故につながります。行楽期のドライブを楽しいものにするために、次のことについて注意しましょう。

- 車の点検、整備は確実に行いましょう。
- シートベルト、ヘルメットは必ず着用しましょう。
- 飲酒、過労、暴走等無謀運転は絶対にやめましょう。

社会教育指導員の地区公民館勤務のお知らせ

(社会教育課)

○ 5月の勤務割当表

氏名	地区公民館名	曜日
村田純行	山田	毎週水曜日
吉留義一	帖佐	毎週火、木曜日
上田橋照見	重富	毎週金曜日

※ 都合により勤務変更の場合は、まえもって各地区公民館に連絡します。

春の町内一斉清掃

(保健衛生課)

これから暖かくなるにつれ伝染病を媒介する蚊、ハエ、ゴキブリなど不快害虫が多発する時期です。そこで自分たちの環境を清潔にするため、町内一斉清掃を実施します。

○ 一斉清掃日 昭和61年5月11日(第2日曜日)

○ 検査日 昭和61年5月12日(第2月曜日)

今回、自治会長立ち合いで役場職員が検査する自治会は次のとおりです。

住吉、朝日ヶ丘、森、上ノ上、板ノ口、木場、始良ニュータウンⅣブロック、池島町 この機会に職場や家庭の周りを総点検し、平素手の届かぬ所など重点的に行い、住みよい環境で快適な生活ができるよう徹底した清掃を心掛けましょう。

健保被扶養者認定基準

60歳以上150万円に改正

(住民課)

子供さん(扶養義務者)の健康保険に入るための認定基準が、60歳未満は年収制限90万円、60歳以上の場合は年収制限150万円(改正前 65歳未満90万円、65歳以上140万円)と大幅に改正され、61年4月から実施されています。該当されるかたは、子供さんの職場の担当者に御相談ください。

国保と交通事故

必ず国保へも届出を

(住民課)

交通事故のように第三者の行為によって、けがや病気になったとき、その治療に要した費用は当然加害者が負担すべきものです。もちろん、国保を使って治療をうけることはできますが、その医療費はあとで国保が加害者に請求し返してもらうことになります。そのため国保への届出が必要となるのです。

◎裏面にも掲載してあります。ご覧ください。

青い鳥郵便ハガキ無料配布

(福祉課)

- 1 対象者 身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている満6歳以上のかた
- 2 配布枚数 1人当たり40円ハガキで20枚
- 3 持参するもの (1)身体障害者手帳 (2)印鑑 (代理のかたでも可)
- 4 交付期限 昭和61年5月31日(木)までに町内各郵便局窓口で手続きをしてください。

献血に御協力を

(保健衛生課)

- 1 期日 昭和61年5月1日(火)
- 2 場所及び時間 (1)役場本庁 9時~13時
(2)スーパーこうか重富店駐車場 14時~16時

第9回オール始良ゴルフ大会

(社会教育課)

- 1 日時及び場所 昭和61年5月4日(日) 8時30分 きさいち90 (℡63-1101)
- 2 競技方法 18ホールストロークプレー ダブルベリヤ方式
- 3 参加料 2,000円(当日徴収)
- 4 参加資格 町内居住者に限る。ただし、町外者でも町内で事業している者又はそれに準ずる者も可。
- 5 申込締切 昭和61年4月27日(日)
- 6 問合先 秋丸 紘一 (℡65-4465)

体育協会(一般及び300歳)

ソフトボール大会

(社会教育課)

- 1 主催 町ソフトボール協会
 - 2 大会期日 昭和61年5月11日(日)
 - 3 参加資格 一般、ソフトボール協会登録チーム、300歳、出場選手9人の合計年齢が300歳以上でソフトボール協会登録チーム
 - 4 代表者会
 - (1) 日時 昭和61年5月1日(火) 受付18時30分~19時 協議19時
 - (2) 場所 中央公民館
 - (3) 参加料 5,000円
 - 5 詳細については 理事長 田之上 辰夫 (℡65-0581), 事務局長 中村 学 (℡67-3026), 副事務局長 木場 武春 (℡65-0896)
- ※ 当日組み合わせを行いますので、代表者会以後の申し込みは受け付けません。

「鯉のぼり」電線にふれないように

(庶務課)

- 鯉のぼりを電線の近くで泳がせると思わぬ感電事故につながりかねません。
事故防止のため、次のようなことに御注意ください。
鯉のぼりは、電線から十分離れた安全なところに立ててください。また、鯉のぼりのボールを立てる時、倒す時は、電線にふれないように注意してください。

公庫個人向け融資の受け付け開始のお知らせ

(庶務課)

住宅金融公庫では、融資金利の引下げ等をし、融資申込みの受け付けを開始します。

- 1 受付期限 昭和61年5月30日(金)
- 2 融資の種類 個人住宅建設資金及び建売住宅購入資金
- 3 融資限度額 木造住宅で床面積が120m² 建設資金660万円、購入資金920万円
- 4 融資金利 床面積が120m²までの場合は年5.25% (11年目以降6.15%)
- ※ 住宅改良資金及び年金併せ資金も同時に行います。
- 5 問合先 住宅金融公庫熊本支所 (℡096-324-2121)

香典返し(3月分)

(社会福祉協議会)

次のかたがたの御遺族から香典返しとして御寄付いただきました。厚くお礼申し上げますとともに故人の御冥福をお祈りします。

一金3万円也	故永 吉アサ様 (77歳)	永 吉 正春殿	東 山
一金3万円也	故中馬 武利様 (86歳)	中馬 茂殿	堂 森
一金5千円也	故椿トメ様 (65歳)	椿東のり子殿	瀬ノ上
一金2万円也	故東勇様 (66歳)	東田光徳殿	永山
一金3万円也	故前田彦様 (95歳)	前田義満殿	楠新
一金3万円也	故蘭田ノレ様 (75歳)	蘭田重成八	黒油
一金3万円也	故大重義則様 (66歳)	大市藤則殿	東西
一金2万円也	故市成治様 (70歳)	市林重殿	並触
一金2万円也	故林義則様 (63歳)	林黙殿	馬原葛
一金3万円也	故黒葛野俊様 (77歳)	黒葛野清志殿	元場
一金5万円也	故玉島重様 (73歳)	玉島村武則殿	上野
一金3万円也	故野村クニ様 (93歳)	野村満行殿	妻西
一金3万円也	故内スミ様 (75歳)	内尾根静夫殿	西並
一金1万円也	故尾根ミカ様 (88歳)	尾根正孝殿	觸中
一金5万円也	故小出水鉄男様 (75歳)	小出水正キミ殿	星木
一金3万円也	故堀ノ内スエマツ様 (91歳)	堀ノ内千夫殿	津江
一金1万円也	故泉清彦様 (86歳)	泉州信デ殿	團錦
一金2万円也	故川畠クメ様 (83歳)	川畠博殿	船山
一金5万円也	故小松トイ様 (84歳)	小松繁行殿	白
一金2万円也	故吉村正太様 (1歳)	吉村妙廣殿	堅原
一金2万円也	故児島豊彦様 (76歳)	児島長勲殿	堅下
一金2万円也	故山口長徳様 (65歳)	山口廣廣殿	野原
一金3万円也	故小松イト様 (80歳)	小池端長	堅船
一金3万円也	故池端一雄様 (69歳)	池端妙廣殿	堅堅
一金5万円也	故北原義雄様 (79歳)	北原よし子殿	中
一金3万円也	故隈元ツルエ様 (73歳)	隈元芳一殿	野飯